

## 成年後見制度について

### 1. 成年後見制度利用促進基本計画の概要

#### (1) 基本計画の目的

成年後見制度が判断能力の不十分な人を支える重要な手段であるにも関わらず、全国的に制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、H28年5月、国で「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、H29年3月に「成年後見制度利用促進計画」が策定され、制度の利用促進に向けての方向性が示されるとともに、市町村において国の計画を勘案した計画の策定に努めるものとされました。

これらのことを踏まえ、本市において認知症高齢者等の判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、「富士見市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、総合的な支援体制の整備を図ります。

#### (2) 基本計画の期間・関連計画との整合

期間はR3年度からR5年度までの3か年とします。

本計画は、上位計画である「富士見市地域福祉計画」（計画期間：R3年度からR5年度）、関連計画である「富士見市障がい者支援計画」（計画期間：R3年度からR5年度）との整合、連携を図ります。

#### (3) 成年後見制度の趣旨及び内容

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行う時に、不利益を被ったり被害者となったりすることを防ぎ、ご本人の権利と財産を守り、支援をする制度です。家庭裁判所での手続きにより、後見類型（判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」に分類）が決定され、後見人等が選任されます。

#### (4) 介護保険事業推進委員会の位置づけ

国の成年後見制度利用促進基本計画では、市町村は合議制の機関を活用し、市町村計画の策定を進めることが望ましいとしており、また、利用促進の体制整備は地域福祉や地域包括ケアシステム等既存の資源・仕組みを活用し、有機的な連携を図りつつ進めるものとしています。このため成年後見制度利用促進の計画については、富士見市介護保険事業推進委員会において、高齢者保健福祉計画と一体的に検討を行い、策定していくものとしています。

## 2. 成年後見制度利用促進に向けての取り組み

高齢者の権利擁護の観点から、地域において安心して生活していけるよう、認知症の一人暮らしの方など成年後見制度の利用が必要な方に対し、成年後見センター☆ふじみ（社会福祉協議会）や高齢者あんしん相談センター等と連携しながら、成年後見制度利用に向けた支援をすすめます。

### （1）権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- ・地域全体の見守り体制の中で、権利擁護が必要な方を発見し、早期に必要な支援に結びつける。
- ・後見開始後は、支援が必要な方を後見人ともに支える「チーム」による対応を行う。
- ・専門職参加の「協議会」等の体制をつくる。

### （2）地域連携ネットワークの中核機関の整備

<4つの機能>

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
  - ・受任者調整（マッチング）
  - ・担い手の育成（市民後見人の養成等）
- ④ 後見人支援機能

## 3. 第7期計画の実績と第8期計画の推計

### ①【成年後見センター☆ふじみ】（単位：件）

区分	第7期計画推計値		
	H30年度	R元年度	R2年度
受任件数	14	17	20

区分	第7期計画実績（見込）値			第8期計画推計値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受任件数	16	17	17	18	19	20

<現状> 認知症や障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方を保護・支援し、成年後見制度の利用につなげるよう、各種支援・相談、法人後見等を成年後見センター☆ふじみ（社会福祉協議会）で行っています。

②【成年後見制度利用支援事業】（単位：件、人）

区分	第7期計画推計値		
	H30年度	R元年度	R2年度
市長申立	10	10	10
報酬援助者	20	25	30

区分	第7期計画実績（見込）値			第8期計画推計値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市長申立	8	4	8	10	12	14
報酬援助者	4	6	8	12	15	18

＜現状＞ 認知症等のため判断能力が不十分な高齢者で、身寄りのない方や親族等の援助が受けられない方に対して、市長申立てによる成年後見制度の利用を図るとともに、低所得等の被後見人が成年後見人に対して支払う報酬の助成を行う。報酬助成については、市長申立てにより後見を開始した方を対象としていたが、R2年度より市長申立て以外で後見を開始した方も対象とした。

【課題】 R2年度に対象者要件を拡大したことから、その影響について注視していく。

③市民後見人養成講座の開催

＜現状＞ 認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まっているため、弁護士等の専門職後見人だけではなく、市民後見人の活用を検討していく必要があります。このため市では、H25年度とH28年度に市民後見人養成講座を開催（社会福祉協議会に委託）し、計44名の方が修了しています。一部の修了者は、社会福祉協議会が行っている成年後見センター☆ふじみにおいて、法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動し、R元年度には1名の支援員が市民後見人に移行し活躍しています。なお、R2年度には第3回目となる市民後見人養成講座を開催する予定です。

【課題】 より多くの方に受講していただけるように工夫するとともに、養成講座修了後、いかに多くの方に市民後見人として活動していただくかを併せて検討する必要があります。